

埼玉県訪問介護員養成研修事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。）及び訪問介護員に関する省令（平成12年3月10日厚生省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、訪問介護員養成研修事業者及び訪問介護員養成研修の指定等に関し、必要な事項を定め、もって本県訪問介護員養成研修の適正な実施と訪問介護員養成研修事業指定事務の円滑な運営を確保することを目的とする。

(指定要件等)

第2条 政令第3条第2項の規定による訪問介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定及び当該事業者が実施する政令第3条第1項第2号に定める訪問介護員養成研修（以下「研修」という。）の指定は、同条第2項各号の要件に関し、事業者又は研修が、次の各号を満たすと認められる場合に行うものとする。

- 一 研修の受講対象者について、性別等による不合理な差別を設けないこと。
- 二 研修会場及び実習施設等が確保されており、受講生が全課程を履修できる条件を整えていること。
- 三 受講者に係る秘密について、厳重に管理すること。
- 四 指定を受けずに受講者の募集を行わないこと。また、募集を行う場合には、必ず、当該研修に係る県指定の番号及び日付を明示するとともに、募集内容が虚偽又は誇大なものでないこと。
- 五 省令第5条第1項各号及び第2項に定める基準に関し、別表1の運営基準、別表2の教科・講師基準及び別表3の通信制に係る運営基準を満たしていること。
- 六 事業者又は事業者の代表者が、本県又は他の都道府県において、指定を取り消す処分を受けていないこと。ただし、指定を取り消す処分を受けた日から3年を経過している場合はこの限りではない。
- 七 その他、研修を適正に実施するための要件を欠いていないこと。

2 指定は、実施しようとする研修について、級課程ごと、通学制・通信制の別ごとに行うものとする。

3 申請が政令及び省令に定める要件並びにこの要綱の定めを満たさない場合で補正することができるものであるときは、知事は、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。

4 事業者が前項に定める期間に補正を行わない場合は、申請を却下することができるものとする。

5 知事は、第1項の審査又は指定した研修の実施状況の確認を行うため、必要に応じて、申請書に記載された事項等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(指定の申請)

第3条 省令第4条の申請は、様式1の指定申請書により行うものとする。

2 前項の申請書は、事業を実施する2か月前までに、主たる事業所を管轄する福祉保健総合センターに提出しなければならない。

3 主たる事業所の所在地の認定は、法人にあっては、原則として、その登記によるものとする。

(指定の決定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、その指定の可否を決定し、様式2の指定通知書により、申請者に通知する。

(効果測定)

第5条 事業者は、適切な方法で、研修の効果測定を行うように努めるものとする。

(指定内容の変更)

第6条 政令第3条第2項第2号口の届出は、様式3の変更届出書又は様式4の廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

(同一内容の研修の指定)

第7条 指定を受けた事業者が、事業終了後おおむね1年以内に同一内容の研修を新たに行おうとする場合は、様式1の指定申請書に代えて、様式5の追加指定申請書により指定を申請することができる。

2 前項の追加指定申請書が提出された場合には、指定の可否の決定は、様式6の追加指定通知書により行うものとする。

(指定の取り消し)

第8条 第2条第5項の規定は、政令第3条第3項の指定取消に係る審査に関し、準用する。

2 指定取消を行う場合には、原則として、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条の定めるところにより、聴聞の手続きをとるものとする。

(修了証明書)

第9条 事業者は、研修を修了した受講者に対して、様式7により修了証明書を発行するものとする。

2 事業者は、破損、亡失等による修了証明書の再発行の依頼があった場合は、これに応じるものとする。

(修了者名簿及び事業報告書)

第10条 省令第8条の名簿及び事業報告書は、様式8及び様式9により作成するものとする。

2 事業者は前項の名簿を永久保存し、解散又は清算する場合には、これを福祉保健総合センターに引き継ぐものとする。

(準用)

第11条 政令第3条第1項第1号に定める研修については、原則として、この要綱に準じて実施するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県訪問介護員養成研修事業取扱要領(平成12年6月1日介護第148号健康福祉部長通知。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式 1

訪問介護員養成研修事業者・養成研修指定申請書

発 番
日 付

埼玉県知事 様

申請団体名
代表者名 印
住 所
電話番号

訪問介護員養成研修事業者・訪問介護員養成研修（ 級課程、通学制・通信制）
の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 訪問介護員養成研修実施概要（別紙 1 のとおり）
- 2 科目一覧表（別紙 2 のとおり）
- 3 日程表
- 4 講師一覧表（別紙 3 のとおり）
- 5 各講師の履歴書（別紙 4 のとおり）
- 6 使用教材一覧表
- 7 レポート課題及び模範解答（通信制の場合に限る。）
- 8 実習先一覧表（別紙 5 のとおり）
- 9 実習先の承諾書（別紙 6 のとおり）
- 10 学則
- 11 修了証明書の様式見本
- 12 申請者の概要及び資産状況（別紙 7 のとおり）
- 13 広報・広告等を行う場合には、その案文
- 14 苦情処理のために講ずる措置の概要（別紙 8 のとおり）
- 15 申請者が法人の場合、定款及び登記簿謄本
- 16 当該研修における収支予算書
- 17 研修事業に関する向こう 2 年間の財政計画
- 18 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

別紙 1

訪問介護員養成研修実施概要

1 研修の名称及び課程

2 実施時期

3 募集

(1) 募集時期、募集の方法、連絡先住所・電話番号・FAX番号

(2) 募集定員

(3) 募集定員を超えた応募があった場合の選考方法

4 募集対象者

5 受講料

6 主な講習会場

(1) 名称及び所在地（講義科目）

(2) 名称及び所在地（実技科目）

7 実習方法の弾力化で実習を行う場合

(1) 模擬実習又はビデオ学習を行う科目

(2) 模擬実習を行う施設の住所及びその仕様（設計図、備品リスト、写真を添付）

(3) 講師及び利用者役の氏名及び略歴

(4) 模擬実習における想定事例

(5) ビデオ学習ソフトのタイトル、上映時間、作成会社名及び内容

8 通信制の場合

(1) 講義を通信の方法によって行う地域

(2) 添削指導担当者の氏名、連絡先、電話番号

(3) 面接指導を行う場所（自己所有の物件かどうかを明記）

科目一覧表

1 級課程

教科名		規 定 時間数	履 修 時間数	履修日	講 師	備 考
講 義	老人保健福祉に係る制度及 びサービスに関する講義	10				
	障害者福祉に係る制度及び サービスに関する講義	7				
	社会保障制度に関する講義	3				
	介護技術に関する講義	28				
	主任訪問介護員が行う他の 保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との 連携等に関する講義	20				
	医学等の関連する領域の基 礎的な知識に関する講義	16				
演 習	居宅介護支援に関する演習	6				
	介護技術に関する演習	30				
	処遇が困難な事例に関する 演習	20				
	福祉用具の操作法に関する 演習	6				
実 習	介護実 習	76				
	福祉事務所、保健所等の老 人保健福祉に係る公的機関 の見学	8				
合 計		230				

通信制の場合には、講義科目のうち12時間以上を面接指導とし、備考欄に明記すること。

科目一覧表

2 級課程

教科名		規 定 時間数	履 修 時間数	履修日	講 師	備考
講 義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6				
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6				
	訪問介護に関する講義	5				
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	1 4				
	介護技術に関する講義	1 1				
	家事援助の方法に関する講義	4				
	相談援助に関する講義	4				
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8				

教科名		規定 時間数	履修 時間数	履修日	講師	備考
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4				
	介護技術に関する演習	30				
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5				
	レクリエーションに関する演習	3				
実習	介護実習	24				
	特別養護老人ホーム等における実習	16				
	特養等模擬実習	()	()			
	ホームヘルパー同行訪問	8				
	同行訪問模擬実習	()	()			
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6				
ビデオ学習	()	()				
合計		130				

実習科目について、実習方法の弾力化による場合には、()内にそれぞれの時間数を再掲すること。

通信制の場合には、講義科目のうち6時間以上を面接指導とし、備考欄に明記すること。

科目一覧表

3 級課程

教科名		規 定 時間数	履 修 時間数	履修日	講 師	備 考
講 義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3				
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4				
	訪問介護に関する講義	3				
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	3				
	基礎的な介護技術に関する講義	3				
	家事援助の方法に関する講義	4				
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5				
演 習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4				
	基礎的な介護技術に関する演習	10				
	事例の検討等に関する演習	3				
実 習	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	8				
	ビデオ学習	()	()			
合 計		50				

実習科目について、実習方法の弾力化による場合には、()内にそれぞれの時間数を再掲すること。

通信制の場合には、講義科目のうち3時間以上を面接指導とし、備考欄に明記すること。

科目一覧表

1 級課程 (学校)

教科名		規 定 時間数	対象科目名	履 修 学年	講 師
講 義	老人保健福祉に係る制度及 びサービスに関する講義	1 0			
	障害者福祉に係る制度及び サービスに関する講義	7			
	社会保障制度に関する講義	3			
	介護技術に関する講義	2 8			
	主任訪問介護員が行う他の 保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との 連携等に関する講義	2 0			
	医学等の関連する領域の基 礎的な知識に関する講義	1 6			
演 習	居宅介護支援に関する演習	6			
	介護技術に関する演習	3 0			
	処遇が困難な事例に関する 演習	2 0			
	福祉用具の操作法に関する 演習	6			
実 習	介護実習	7 6			
	福祉事務所、保健所等の老人 保健福祉に係る公的機関の 見学	8			
合 計		2 3 0			

科目一覧表

2 級課程 (学校)

教科名		規 定 時間数	対象科目名	履修学 年	講 師
講 義	社会福祉の基本的な理念及び 福祉サービスを提供する際の 基本的な考え方に関する講義	6			
	老人保健福祉及び障害者福祉 に係る制度及びサービス並び に社会保障制度に関する講義	6			
	訪問介護に関する講義	5			
	老人及び障害者の疾病、障害 等に関する講義	1 4			
	介護技術に関する講義	1 1			
	家事援助の方法に関する講義	4			
	相談援助に関する講義	4			
	医学等の関連する領域の基礎 的な知識に関する講義	8			

教科名		規 定 時間数	対象科目名	履修学 年	講 師
演 習	福祉サービスを提供する際の 基本的な態度に関する演習	4			
	介護技術に関する演習	30			
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5			
	レクリエーションに関する演習	3			
実 習	介護実習	24			
	特別養護老人ホーム等 における実習	16			
	特養等模擬実習	()			
	ホームヘルパー同行訪問	8			
	同行訪問模擬実習	()			
	老人デイサービスセンター 等のサービス提供現場の見学	6			
ビデオ学習	()				
合 計		130			

実習科目について、実習方法の弾力化による場合には、()内にそれぞれの時間数を再掲すること。

科目一覧表

3級課程(学校)

教科名		規 定 時間数	対象科目名	履修学 年	講 師
講 義	福祉サービスを提供する際の 基本的な考え方に関する講義	3			
	老人保健福祉及び障害者福祉 に係る制度及びサービス並び に社会保障制度に関する講義	4			
	訪問介護に関する講義	3			
	老人及び障害者の疾病、障害 等に関する講義	3			
	基礎的な介護技術に関する 講義	3			
	家事援助の方法に関する講 義	4			
	医学等の関連する領域の基 礎的な知識に関する講義	5			
演 習	福祉サービスを提供する際の 基本的な態度に関する演習	4			
	基礎的な介護技術に関する 演習	10			
	事例の検討等に関する演習	3			
実 習	老人デイサービスセンター 等のサービス提供現場の見 学	8			
	ビデオ学習	()			
合 計		50			

実習科目について、実習方法の弾力化による場合には、()内にそれぞれの時間数を再掲すること。

別紙 4 (参考様式)

履 歴 書

カナ		生年月日	
氏名			
住所			
電話番号			
担当科目			
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職 務 内 容
関 連 す る 資 格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考 (過去に講義を行ったヘルパー研修等の状況等)			

別紙 6 (参考様式)

実 習 承 諾 書

年 月 日

(事業者・代表者名) 様

受け入れ機関名
代表者名

印

次のとおり、訪問介護員養成研修の研修生の受け入れを承諾します。

課 程	級
実習科目	
実習受入先 名 称 所在地	
実習人数・時間 ・期間	人 延べ 時間 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
介護保険サービ ス提供事業者・ 施設開所(指定) 年月日	開所 年 月 日 指定 年 月 日
備 考	

項目は、実状に応じて増やしてもよい。

別紙 8

苦情処理のために講ずる措置の概要

- 1 苦情処理担当者、連絡先、電話番号、FAX番号

- 2 受講者からの相談又は苦情に対応するための処理体制、手順

- 3 実習先からの相談又は苦情に対応するための処理体制、手順

- 4 その他研修事業の水準を高めるために取る措置の概要

様式 2

訪問介護員養成研修事業者・養成研修指定（不指定）通知書

発 番
日 付

申請団体名
代表者名 様

埼玉県知事 印

平成 年 月 日 第 号で申請のあった訪問介護員養成研修事業者・養成研修については、下記のとおり決定する。

記

訪問介護員養成研修事業者・養成研修（ 級課程 通学制・通信制）を指定する(指定しない)。

(指定しない理由)

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して異議申立てをすることができます。

提出先 市 町 番地 号 埼玉県 福祉保健総合センター
電話

様式 3

訪問介護員養成研修事業者・養成研修変更届出書

発 番
日 付

埼玉県知事 様

申請団体名
代表者名
住 所
電話番号

印

平成 年 月 日付け 第 号で指定を受けた訪問介護員養成研修事業者・養成研修（ 級課程）について変更がありましたので、届け出ます。

変更があった事項		変更の内容
1	事業者の名称	(変更前)
2	事業者の所在地	
3	会場の変更	
4	日程・カリキュラムの変更	
5	定員の変更	
6	講師の追加、変更	
7	実習先の追加、変更	
8	受講料の変更	(変更後)
9	使用教材の変更	
10	学則の変更	
11	レポート課題の変更	
12	その他（記入する）	

該当する項目の番号に を付してください。

添付書類：申請書類のうち、当該変更によって変更されたもの。

様式 4

訪問介護員養成研修事業者・養成研修 廃止・休止・再開届出書

発 番
日 付

埼玉県知事 様

申請団体名
代表者名 印
住 所
電話番号

平成 年 月 日付け 第 号で指定を受けた訪問介護員養成研修事業者・養成研修（ 級課程）について廃止・休止・再開をしましたので、届け出ます。

事業所	名称
	所在地
廃止・休止・再開の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
廃止・休止した理由	
現に受講していた者に対する措置 (休止・廃止した場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

該当する項目に を付して、必要事項を記入してください

様式 5

訪問介護員養成研修事業者・養成研修追加指定申請書

発 番
日 付

埼玉県知事 様

申請団体名
代表者名 印
住 所
電話番号

平成 年 月 日付け 第 号で指定を受けた訪問介護員養成研修事業者・養成研修（ 級課程 通学制・通信制）について追加の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 訪問介護員養成研修実施概要
- 2 科目一覧表
- 3 日程表
- 4 講師一覧表及び各講師の履歴書
- 5 使用教材一覧表
- 6 実習先一覧表及び実習先の承諾書
- 7 申請者の概要及び資産状況
- 8 広報・広告等を行う場合には、その案文
- 9 苦情処理のために講ずる措置の概要
- 10 当該研修における収支予算書

様式 6

訪問介護員養成研修事業者・養成研修追加指定（不指定）通知書

発 番
日 付

申請団体名
代表者名 様

埼玉県知事 印

平成 年 月 日 第 号で追加指定申請のあった訪問介護員養成研修事業者・養成研修については、下記のとおり決定する。

記

訪問介護員養成研修事業者・養成研修（ 級課程）を指定する（指定しない）。

（指定しない理由）

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して異議申立てをすることができます。

提出先 市 町 番地 号 埼玉県 福祉保健総合センター
電話

様式7 (参考様式 修了証明書)

第	号	
修了証明書		
氏名		
年 月 日生		
介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項 第2号に掲げる研修の 級課程を修了したことを証明する。		
年 月 日		
(事業者名)	(代表者名)	(代表者印)

第	号	
修了証明書(携帯用)		
氏名		
年 月 日生		
介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項 第2号に掲げる研修の 級課程を修了したことを証明する。		
年 月 日		
(事業者名)	(代表者名)	(代表者印)

- (注) 1 縦書きを原則とするが、やむを得ない場合は横書きでも可。
2 大きさ指定なし。携帯用のは、携帯にふさわしい大きさとする事。
3 不必要な事項の記載は行わないこと。
4 破損、亡失等による修了証明書の再発行の場合には、修了証明書の裏面に次のように記載すること。

平成	年	月	日	亡失のため再発行
(事業者名)	(代表者名)	(代表者印)		

様式 9

訪問介護員養成研修事業報告書

埼玉県知事 様

申請団体名
代表者名 印
住 所
電話番号

平成 年 月 日付けで指定された訪問介護員養成研修が修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施課程 級（通学制・通信制）
- 2 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 会場（講義・実技）
- 4 定 員
- 5 受講者及び修了者 別添名簿（様式 8）のとおり
受講者 名
修了者 名
補講が予定されている者 名

訪問介護員養成研修事業報告書（補講者分）

埼玉県知事 様

申請団体名

代表者名

印

住 所

電話番号

平成 年 月 日付けで指定された訪問介護員養成研修の未修了者について、補講を行って研修を修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 実施課程 級（通学制・通信制）

2 補講期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補講の実施方法

4 修了者 別添名簿（様式 8）のとおり

別表1 運営基準

1 募集定員

研修1回当たりの募集定員は、原則として1級課程及び2級課程は40名以内、3級課程については、50名以内とする。

2 介護演習

介護演習については、1級課程は受講生5人に対し1ベッド以上を、2級課程及び3級課程は受講生10人に対し1ベッド以上を確保すること。また、研修に必要な教材（車椅子・浴槽・トイレ等）を揃えること。

3 実習等に関する基準

- (1) 開所から1年以内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、身体障害者療護施設、肢体不自由児施設、痴呆性老人グループホーム、介護サービスを提供する有料老人ホーム、デイサービスセンターについては、原則として、実習施設としては、認められない。
- (2) 介護保険法による指定を受けてから6ヶ月以内の訪問介護事業所は、原則として、訪問介護同行訪問の受け入れ先としては、認められない。
- (3) 事業者は、受講生の実習に関する記録（参考様式）を作成・保管し、必要な実習が確実に行われていることを確認すること。また、この記録は5年間保存すること。
- (4) 実習の受け入れ先である法人は、利用者の安全を確保するための指示に従わない者、実習のために必要な最低限の介護技術を習得していると認められない者、その他実習を受けさせないことが相当と認められる者については、実習を行わないことができる。その場合、事業者は、その者に対して必要な再教育を行った上で、実習先を新たに確保して実習させるか、あるいは、全科目の履修ができなかったものとして、修了させないこと。

4 模擬実習について

実習については、次の要件を満たす場合に限り、全体のおおむね半数を超えない範囲内で模擬実習等に代えることができる。

(1) 介護実習

- (ア) 会場は、特別養護老人ホーム等における介護を想定し、これと同様な設備（ベッド、介護機器等）を備えること。また、実習指導は、受講生10人に対して担当講師1人と利用者役1人が当たる。
- (イ) 担当講師は、「介護技術に関する講義」を担当する資格及び経歴を満たし、施設で相当の経験を有する講師が当たるものとする。利用者役は、介護・看護業務従事経験者が当たる。
- (ウ) 実習は、担当講師が、対人援助の基本視点である人権の尊重及び実技研修で学んだ介護実技（補助具、自助具の使用法を含む）を網羅した想定事例を形態別（痴呆性老人の介護事例、片麻痺等身体に障害のある人の介護事例、難病（パーキンソン病等）の人の介護事例等）に4例以上策定し実施すること。

(2) 訪問介護同行訪問

- (ア) 会場は、一般住宅における介護を想定し、これと同様な設備を備えた環境を設定すること。また、実習指導は、受講生10人に対して講師1人と、利用者役1人が当たること。
- (イ) 担当講師は、「介護技術に関する講義」を担当する資格及び経歴を充たし、在宅福祉サービスで相当の経験を有する講師が当たるものとする。また、利用者役は介護・看護業務従事経験者が当たる。
- (ウ) 実習は、担当講師が、対人援助の基本視点である人権の尊重及び実技研修で学んだ介護実技を網羅した想定事例を形態別（訪問のマナー、自己紹介、買い物を頼まれたとき、茶菓を出されたとき、乱雑な部屋の片付け等）に4例以上策定し、実施する。

(3) 老人デイサービスセンター等のサービス提供現場見学

- (ア) 会場には、人数に対応できるビデオ設備を設置すること。また、実習指導は、受講生40人に対し講師1人が当たるものとする。
- (イ) 担当講師は、在宅福祉サービスでの相当の経験を有する講師が当たること。
- (ウ) ビデオ教材は、各在宅サービス施設の役割や機能を理解するにふさわしい内容のものを使用すること。また、貸出し等による個別学習は、ビデオ学習として認められない。

(参考様式 実習に関する記録1)

実習日誌(特別養護老人ホーム・在宅サービス提供現場見学)

実習生氏名 _____ 実習日 _____

施設に到着した時間		時	分	施設までの交通手段	
施設から退所した時間		時	分	電車・バス・自動車・バイク・自転車	
実習時間		時	分		
時分	利用者の日課	実習生の活動		反省・感想	
実習生の感想					
担当者コメント					
				(確認)	
				実習施設名	
				指導者名	印

(参考様式 実習に関する記録2)
 実習日誌(ホームヘルプサービス同行訪問)

実習生氏名 _____ 実習日 _____

訪問先	(住所) (氏名) 男・女 年齢 歳 住所は、番地を書かないこと。 氏名はイニシャルで書くこと。		所要時間	到着時間	時	分	合計時間 分
				辞去時間	時	分	
				移動時間	時	分	
				移動手段	自動車・バイク・自転車・徒歩		
サービス内容	身体介護	ア)食事 イ)排せつ ウ)衣服着脱 エ)入浴 オ)清拭 カ)通院・リハビリ介助 キ)その他)					
	家事援助	ア)調理 イ)洗濯 ウ)掃除 エ)買い物 オ)関係機関との連絡 カ)その他 ()					
	相談・助言	ア)生活・身上・介護 () イ)その他 ()					
状態及び状況			サービスの内容・実習生の役割・感想				
衣							
食							
住							
身体							
精神							
他							
実習生の感想							
担当者コメント							
				(確認) 実習施設名 指導者名			
							印

別表2 教科・講師基準

教科及び講師については、別紙教科・講師基準によるほか、次のとおりとする。

1 担当科目数

同一の講師が担当できる科目は、3科目程度とする。

なお、同一の講師が担当することが望ましい講義と実技の組み合わせについては、あわせて1科目と数える。

2 講師の技量

講義科目については、質疑応答が可能なレベルであること。従って、質疑を認めない講義の運営方法は、指定基準を満たさないものであること。

実技科目については、安全を確保した上での確かな指導ができるレベルであること。

3 実技科目の講師数

(1)「介護技術に関する演習」(1級課程)については、受講生10人当たり1人以上の講師が担当する。

(2)「介護技術に関する演習」(2級課程)については、受講生20人当たり1人以上の講師が担当するほか、補助者をつけることが望ましい。

(3)「基礎的な介護技術に関する演習」(3級課程)については、受講生20人当たり1人以上の講師が担当する。

	教科名	講師の要件	備考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義（10時間）	（講師の要件）関係する法令通知、実施要綱及びその運用についての実際的な知識を持つこと （資格経験等） 当該サービスを担当する行政職員 その他	「ホームヘルパー養成研修事業の円滑な運営について」（平成7年7月31日社会・援護局更生課長ほか連名通知。以下「旧通知」という。）別紙1の老人福祉の制度とサービス（4時間）、老人保健・医療の制度とサービス（3時間）、老人保健福祉の動向（3時間）に相当。
	障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（7時間）	（講師の要件）関係する法令通知、実施要綱及びその運用についての実際的な知識を持つこと （資格経験等） 当該サービスを担当する行政職員 その他	旧通知別紙1の障害者（児）福祉の制度とサービス（4時間）、障害者（児）福祉の動向（3時間）に相当。
	社会保障制度に関する講義（3時間）	（講師の要件）関係する法令通知、実施要綱及びその運用についての実際的な知識を持つこと （資格経験等） 当該サービスを担当する行政職員 その他	
	介護技術に関する講義（28時間）	（講師の要件）障害、疾病に関する知識を持ち、自らの介護経験を生かした講義が可能なこと。また、精神障害者への介護及び在宅ターミナルケア等について、関連する医療知識を持つこと。 （資格経験等） 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師・看護師 その他	旧通知別紙1の介護技術の展開（4時間）、痴呆性高齢者の介護の実際（4時間）、障害を持つ児童の介護の実際（4時間）、身体障害者の介護の実際（4時間）、精神に問題を持つ人々への介護の実際（4時間）、困難事例検討（4時間）、在宅ターミナルケアの実際（4時間）に相当。

	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義 (20時間)	(講師の要件) サービス提供責任者の業務についての知識を持ち、ケアマネジメント理論及び個別援助計画策定の実際について指導できること。 (資格経験等) 社会福祉士 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 介護支援専門員(ケアマネジメントについて) 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他	旧通知別紙1のケアマネジメントの方法(4時間)、ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際(4時間)、チームケアの実際(4時間)、指導業務の必要性と方法(4時間)、カンファレンスの持ち方と事例検討の方法(4時間)に相当。
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (16時間)	(講師の要件) 医学系科目については、医学に関する知識 在宅看護に関しては、訪問看護に関する知識 心理学的科目に関しては、心理療法の知識 を持ち、それぞれ、訪問介護に関する知識を持つことを必須とする。 (資格経験等) 内科医師(医学) 保健師、看護師(在宅看護) 臨床心理士、精神保健福祉士等で心理療法の代表的な技法のうち1つ以上を熟知している者(心理科目) その他	旧通知別紙1の医学の基礎知識(8時間)、在宅看護の基礎知識(4時間)、心理学的援助方法の基礎知識(4時間)に相当。
演習	居宅介護支援に関する演習 (6時間)	(講師の要件) ケアマネジメントの実務に精通しており、演習形式で指導できる能力を持つこと。 (資格経験等) 介護支援専門員 保健師等でケアマネジメント実務の経験を持つ者 その他	

	介護技術に関する演習 (30時間)	(講師の要件) 介護技術に精通しており、指導者を養成することができるレベルに達していること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他	
	処遇が困難な事例に関する演習 (20時間)	(講師の要件) 処遇困難事例について、自らの介護経験を生かしつつ、演習形式での対応技術指導が可能であること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他	
	福祉用具の操作法に関する演習(6時間)	(講師の要件) 福祉用具に関する最新の知識及び使用技術を持つこと。 (資格経験等) 理学療法士、作業療法士 介護福祉士 医師、保健師、看護師 福祉用具貸与事業者における専門相談員であって、3年以上の実務経験を持つ者 その他	
実習	介護実習 (76時間)	講師基準は、定めない。	旧通知別紙1の痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習(24時間)、デイサービスセンター実習(12時間)、チーム運営方式業務実習(16時間)、訪問看護同行訪問(8時間)、在宅介護支援センター職員との同行訪問(8時間)、事例報告の検討(8時間)に相当。

福祉事務所、 保健所等の老 人保健福祉に 係る公的機関 の見学 (8 時間)	講師基準は、定めない。	
合 計 (2 3 0 時間)		

「その他」とは、学校教育法に定める大学及び介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において、当該科目（読替の可能な科目を含む）を担当する教職員等、その者の実績から当該科目の担当に適任であると認められる者を指すものとする。

教科名	講師の要件	備考
<p>社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 (6時間)</p>	<p>(講師の要件)保健・医療・福祉の制度とサービスについての実際的な知識を持ち、広い視野から福祉の理念とサービスの背景となる考え方を提示できること。 (資格経験等) 社会福祉士、介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他</p>	<p>旧通知別紙1の福祉理念とケアサービスの意義(3時間)、サービス提供の基本視点(3時間)に相当。</p>
<p>老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 (6時間)</p>	<p>(講師の要件)関係する法令通知、実施要綱及びその運用についての実際的な知識を持つこと。 (資格経験等) 当該サービスを担当する行政職員 その他</p>	<p>旧通知別紙1の老人福祉の制度とサービス(3時間)、障害者(児)福祉の制度とサービス(3時間)に相当。</p>
<p>訪問介護に関する講義 (5時間)</p>	<p>(講師の要件)保健・医療・福祉の制度とサービスについての実際的な知識を持ち、訪問介護の実務と職業倫理について講義できること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 当該サービスを担当する行政職員 その他</p>	<p>旧通知別紙1のホームヘルプサービス概論(3時間)、ホームヘルパーの職業倫理(2時間)に相当。</p>

<p>老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義(14 時間)</p>	<p>(講師の要件) 医学系科目については、医学に関する知識 心理学的科目に関しては、心理学に関する知識 を持ち、それぞれ、訪問介護に関する知識を持つことを必須とする。</p> <p>(資格経験等)</p> <p>医師 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 臨床心理士、精神保健福祉士 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 その他</p>	<p>旧通知別紙 1 の障害・疾病の理解 (8 時間)、高齢者・障害者 (児) の心理 (3 時間)、高齢者・障害者 (児) 等の家族の理解 (3 時間) に相当。</p>
<p>介護技術に関する講義 (11 時間)</p>	<p>(講師の要件) 障害、疾病に関する知識を持ち、自らの介護経験を生かした講義が可能なこと。また、住宅・福祉用具に関しては、最新の知識及び使用技術を持つこと。</p> <p>(資格経験等)</p> <p>介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師または福祉用具貸与事業者における専門相談員であって、3年以上の実務経験を持つ者(住宅・福祉用具に関する講義)</p> <p>その他</p>	<p>旧通知別紙 1 の介護概論 (3 時間)、介護事例検討 (4 時間)、住宅・福祉用具に関する知識 (4 時間) に相当。</p>
<p>家事援助の方法に関する講義(4 時間)</p>	<p>(講師の要件) 栄養、調理、被服等、家政に関する知識があり、家事援助の実務に精通していること。</p> <p>(資格経験等)</p> <p>介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 栄養士 その他</p>	

<p>相談援助に関する講義（４時間）</p>	<p>（講師の要件）介護保険のケアマネジメントに精通しており、カウンセリングの基礎理論をふまえた上で、ヘルパーとして行う相談援助の方法を講義できること。</p> <p>（資格経験等） 介護支援専門員 保健師等でケアマネジメント実務の経験を持つ者 社会福祉士、介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 その他</p>	
<p>医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（８時間）</p>	<p>（講師の要件）医学系科目については、医学に関する知識 在宅看護に関しては、訪問看護に関する知識 リハビリテーション医療に関しては、その知識 を持ち、それぞれ、訪問介護に関する知識を持つことを必須とする。</p> <p>（資格経験等） 内科医師（医学） 保健師、看護師（在宅看護） 理学療法士、作業療法士、リハビリテーションを専門とする医師（リハビリテーション） その他</p>	<p>旧通知別紙１の医学の基礎知識（３時間）、在宅看護の基礎知識（３時間）、リハビリテーション医療の基礎知識（２時間）に相当。</p>
<p>演習 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 （４時間）</p>	<p>（講師の要件）訪問介護の実務について理解があり、また、臨床心理学に基づく共感的理解の訓練を行えること。</p> <p>（資格経験等） 臨床心理士、精神保健福祉士 介護福祉士 その他</p>	
<p>介護技術に関する演習 （３０時間）</p>	<p>（講師の要件）介護技術に精通しており、実技の指導ができること。</p> <p>（資格経験等） 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他</p>	

	訪問介護計画の作成等に関する演習 (5 時間)	(講師の要件) 個別援助計画の作成及び、関係機関との連絡調整実務に精通していること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他	
	レクリエーションに関する演習 (3 時間)	(講師の要件) 訪問介護についての知識を持ち、高齢者・障害者等のためのレクリエーションの技能があること。 (資格経験等) レクリエーションの専門家 介護福祉士 保健師、看護師 その他	
実 習	介護実習 (2 4 時間)	講師基準は、定めない。	旧通知別紙 1 の介護実習 (1 6 時間)、ホームヘルプサービス同行訪問 (8 時間) に相当。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学 (6 時間)	講師基準は、定めない。	旧通知別紙 1 の在宅サービス提供現場見学 (6 時間) に相当。
	合 計 (1 3 0 時間)		

「その他」とは、学校教育法に定める大学及び介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において、当該科目（読替の可能な科目を含む）を担当する教職員等、その者の実績から当該科目の担当に適任であると認められる者を指すものとする。

3 級課程修了者が受講する場合、旧通知別紙 1 の次に掲げる教科科目及び研修時間に該当する教科科目及び時間を免除することができる。

1 講義

サービス提供の基本視点 (3 時間)、ホームヘルプサービス概論 (3 時間)、介護概論 (3 時間)、家事援助の方法 (4 時間)

2 実技講習

共感的理解と基本的態度の形成 (4 時間)、レクリエーション体験学習 (3 時間)

3 実習

在宅サービス提供現場見学 (6 時間)

教科名		講師の要件	
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 (3 時間)	(講師の要件) 保健・医療・福祉の制度とサービスについての実際的な知識を持ち、広い視野から福祉の理念とサービスの背景となる考え方を提示できること。 (資格経験等) 社会福祉士、介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 (4 時間)	(講師の要件) 関係する法令通知、実施要綱及びその運用についての実際的な知識を持つこと。 (資格経験等) 当該サービスを担当する行政職員 その他	旧通知別紙 1 の老人福祉の制度とサービス(2 時間)、障害者(児)福祉の制度とサービス(2 時間)に相当。
	訪問介護に関する講義 (3 時間)	(講師の要件) 保健・医療・福祉の制度とサービスについての実際的な知識を持ち、訪問介護の実務と職業倫理について講義できること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 当該サービスを担当する行政職員 その他	
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義(3 時間)	(講師の要件) 高齢者・障害者の疾病、傷害等に関する知識及びその家族の生活実態と心理に関する知識を持ち、訪問介護の実務と関連づけて講義できること。 (資格経験等) 介護福祉士 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 その他	

<p>基礎的な介護技術に関する講義 (3 時間)</p>	<p>(講師の要件) 障害、疾病に関する知識を持ち、自らの介護経験を生かした講義が可能なこと。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他</p>	
<p>家事援助の方法に関する講義 (4 時間)</p>	<p>(講師の要件) 栄養、調理、被服等、家政に関する知識があり、家事援助の実務に精通していること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 栄養士 その他</p>	
<p>医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5 時間)</p>	<p>(講師の要件) 医療及び心理学に関する知識と訪問介護に関する知識を持つことを必須とする。 (資格経験等) 医師 保健師、看護師 臨床心理士、精神保健福祉士 (心理面への援助) その他</p>	<p>旧通知別紙 1 の医療の基礎知識 (3 時間)、心理面への援助方法 (2 時間) に相当。</p>
<p>福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 (4 時間)</p>	<p>(講師の要件) 訪問介護の実務について理解があり、また、臨床心理学に基づく共感的理解の訓練を行えること。 (資格経験等) 臨床心理士、精神保健福祉士 介護福祉士 その他</p>	
<p>基礎的な介護技術に関する演習 (10 時間)</p>	<p>(講師の要件) 介護技術に精通しており、実技の指導ができること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師・看護師 その他</p>	

	事例の検討等に関する演習 (3時間)	(講師の要件) 現任の訪問介護員であって、事例検討や実践的内容のグループ討議ができること。 (資格経験等) 介護福祉士 指定訪問介護事業者におけるサービス提供責任者 演習を担当するのに適任であると認められる 現任の訪問介護員 その他	
実習	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学 (8時間)	講師基準は、定めない。	(注意) 旧通知別紙1の在宅サービス提供現場見学(8時間)に相当。
	合計 (50時間)		

「その他」とは、学校教育法に定める大学及び介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において、当該科目(読替の可能な科目を含む)を担当する教職員等、その者の実績から当該科目の担当に適任であると認められる者を指すものとする。

別表3 通信制に係る運営基準

1 通信制の範囲

通信の方法によることができるのは、講義科目のみとする。また、省令に定める時間数の面接授業（スクーリング）を実施しなければならない。

2 学習方法

使用教材（テキスト）による自宅学習とし、学習の成果を確認するため、課題に対する答案（レポート）を提出させる。レポート課題は、カリキュラムの内容を網羅するものであり、各科目ごとに設定する。また、制度改正等があった場合は、レポート課題の改訂を要する。

3 添削指導担当者

事業者は、添削指導担当者を定め、受講生が自宅学習中に生じた質問内容に対しては、郵便、FAX、電話等の方法で自ら指導し、又は担当科目の講師にこれを行なわせなければならない。

4 評価方法

提出されたレポートは、担当講師により添削を行い、次の評価基準により、A、B、C、Dに区分して評価をする。

A = 90点以上 B = 80～89点 C = 70～79点 D = 69点以下。

なお、理解度がDの場合はレポートを再提出させて、指導を行う。